

学校教育法施行規則

学校運営に関し、大変お世話になる法令（省令）のひとつである。

多くの場合、主任に任命されると研修会で法規演習が行われ、解答のため引用される。

学習指導要領の法的根拠であり、学校経営・学校運営の詳細が示される。

法規に関わる初期のころ、この規則のページが黒く汚れたものだ。

今回、なぜこのタイトルにしたか。

今週も教育界に残念な事件があったからだ。

M省の元局長が、省の組織的な関与でW大教授に「天下り」した事件だ。

今日、大学は省（国）の強い指導のもと、長の強いリーダーシップで運営され、教授会は長の諮問機関の位置づけである。

「大学の自治」の象徴である教授会の決議は弱くなり、長の意で決定するようになっている。

当然「長」も省（国）の意向に沿った者が選ばれるのである。

この仕組みが同規則に小、中学校等と同様に詳細に定められ、同規則の条文は増え続けている。

教育に関する問題が多くなるにつれ、その対応のため規則は増えるのだが、ここでは、省（国）の大学管理が強化されたことも一因であると考ええる。

長のリーダーシップによる組織運営は大切なことである。これに対して、大学も何とか監督省庁との太いパイプを持ち、有利に安定的に経営したい切実な状況も一定の理解ができる。

しかし、「大学の自治」を教えられた世代としては、大学は真実と建学の理念に基づいた自主性を持っていると考えている。特に、W大は官立帝国大学とはちがい、設立者の意をもって設立された伝統ある超一流の私立大学である。

規則、経営は重要である。しかし、大学である限り、志を持ち、研究成果、教育成果をあげ、人が集まる学びの場であってほしいものだ。

また、役人側も、教育に関わる場合、大学を私利の一翼にしてはいけなと強く願うものである。

今回、どちらかというとも大学側の文脈で述べたが、省（国）の「国家公務員法第106条の二」違反容疑は免れないし、省（国）は、権限や制度に埋もれることなく、使命を全うすることが大切である。

年度末は次期学習指導要領公示予定、次年度は新学習指導要領周知の重要な年になるだろう。教育に携わる者は、改めて気を引き締めて進まなくてはならない。自戒を込めて。